

公益財団法人日本バウンドテニス協会
評議員、理事及び監事の候補者選定に関わる内規

この内規は、公益財団法人日本バウンドテニス協会(以下「本協会」という)の評議員、理事及び監事の候補者選定に関する事項について定める。

(評議員の選任)

第1条 本協会は、評議員のうち、20%以上を女性評議員、50%を学識経験評議員とするよう努めるものとする。

(理事の選任)

第2条 本協会は、理事のうち、40%以上を女性理事、25%以上を外部理事とするよう努めるものとする。

2 理事は、推薦を受ける時点で理事としての在任期間が連続して10年に達している場合には、推薦を受けることができない。

3 連続する在任年数が10年に達する場合であっても、当該理事が継続して理事を務めることが不可欠である特別な事情があると評議員会が評価した場合は、さらに1期再任させることができ以後同様とする。

4 前項の再任期間を満了した者が、再び理事候補者として選任を受けるには、退任後4年間を経過しなければならない。

(監事の選任)

第3条 本協会は、監事のうち、50%以上を外部監事とするよう努めるものとする。

2 監事は、その専門性を考慮し、性別、年齢および任期に制限を設けない。

(理事の定年と任期)

第4条 会長を除く理事の就任時における年齢は、75歳未満とする。ただし、改選時まで役員として在任していたものについては、2期4年を限度として再任を妨げない。

(外部理事及び外部監事の定義)

第5条 本規程における外部理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第15号の理事とし、外部監事は、同法同条第16号の監事とする。

(適用範囲)

第6条 この規程は、本会の加盟団体には適用しない。

以 上

2025年9月15日
公益財団法人日本バウンドテニス協会